

令和 7 年 11 月 27 日

神戸大学病院での研修を
ご検討中の皆様へ

神戸大学医学部附属病院
病院長 黒田 良祐

病院受託実習料および研修料の改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より、当院での研修実施に際しまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび本学では、指導体制の充実に伴う人件費の増加や、昨今の施設維持費の高騰に対応するため、病院受託実習料および研修料を令和 8 年 4 月 1 日より、別紙のとおり改定することとなりました。

皆様にはご負担をおかけすることとなります、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【本件問い合わせ先】

神戸大学医学部 総務課
人材育成支援事務室 研修支援係
T E L : 078-382-6980
F A X : 078-382-5050
E-mail : kenshu-jisshu@med.kobe-u.ac.jp

○神戸大学医学部附属病院受託実習生受入れ規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 18 年 7 月 19 日 平成 22 年 4 月 30 日

平成 24 年 4 月 24 日 平成 29 年 3 月 31 日

平成 31 年 2 月 28 日 令和元年 9 月 25 日

令和 2 年 6 月 30 日 令和 4 年 3 月 29 日

令和 5 年 6 月 29 日 令和 6 年 12 月 27 日

令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは私立の学校又は養成所等(以下「養成機関等」という。)の長からの委託により、神戸大学医学部附属病院(以下「病院」という。)が、当該養成機関等の学生、生徒等の実習を受け入れる場合の手続等は、この規程の定めるところによる。

(手続及び許可)

第 2 条 養成機関等の長は、学生、生徒等の実習を病院に委託しようとするときは、必要事項を記載した書面を添えて神戸大学医学部附属病院長(以下「病院長」という。)に申請しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、病院の業務に支障がない限り、学生、生徒等の実習を許可することができる。

3 実習の期間は、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第 3 条 受託実習料の額は、前条第 2 項の規定により、実習を許可された学生、生徒等(以下「受託実習生」という。)1 人につき、次の表に掲げるとおりとする。

実習内容	受託実習料
薬剤師の病院実習(11 週)	418,000 円
上記以外	1 日につき 3,300 円

2 前項の規定にかかわらず、養成機関等を通じて実習の申請を行った者に係る受託実習料については、本学と当該養成機関等との協定等の定めに基づき、受託実習料及びその他の条件が本学にとって最も有利なものをもって代えることができる。

3 養成機関等の長は、前 2 項の規定に基づき受託実習料を所定の期日までに納付しなければならない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、病院長は、特に必要と認めたときは、受託実習料を徴収しないことができる。

5 前項に規定する場合を除き、養成機関等の長が受託実習料を所定の期日までに納付しないときは、病院長は、実習の許可を取り消すものとする。

6 既納の受託実習料は、返還しない。

(実習)

第 4 条 受託実習生は、病院長の指示に基づき実習を行うものとする。

(諸規則の遵守)

第 5 条 受託実習生は、本学の諸規則を守らなければならない。

(実習許可の取消し等)

第 6 条 受託実習生が、第 4 条若しくは第 5 条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は第 2 条第 2 項の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 19 日)

- 1 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日(以下「施行日」という。)前において、受託実習生として許可を受け、施行日以後引き続き実習を行う者に係る受託実習料は、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 30 日)

この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 24 日)

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則(平成 31 年 2 月 28 日)

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 25 日)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 30 日)

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 29 日)

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 12 月 27 日)

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 年 月 日)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○神戸大学医学部附属病院研修生受入れ規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 18 年 7 月 19 日 平成 28 年 9 月 30 日

平成 29 年 3 月 31 日 平成 31 年 2 月 28 日

令和元年 7 月 19 日 令和元年 9 月 25 日

令和 3 年 3 月 16 日 令和 4 年 3 月 29 日

令和 6 年 12 月 27 日 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等別表第 1 に掲げる職種の免許を有する者を神戸大学医学部附属病院(以下「病院」という。)において研修させる場合の手続等は、この規程の定めるところによる。

(手続及び許可)

第 2 条 研修を受けようとする者は、所定の申請書に別に定める書類を添えて、神戸大学医学部附属病院長(以下「病院長」という。)に申請しなければならない。

- 2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、病院の業務に支障がない場合に限り、研修を許可することができる。
- 3 研修(次項に規定する看護師の特定行為研修を除く)の期間は、6箇月以内とし、研修を許可する日の属する事業年度を超えないものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、病院長の許可を得て、研修の期間を 1 年以内とすることができる。
- 4 看護師の特定行為研修については、研修の期間を 1 年間とする。

(研修料)

第 3 条 前条第 2 項の規定により研修を許可された者(以下「研修生」という。)の研修料は、**日額 3,300 円**とし、研修生は、研修の期間に応じた研修料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、薬剤師の免許を有する者に係る研修料は、月額 11,000 円とし、看護師の特定行為研修の研修料等については別表第 2 のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、外部機関を通じて研修の申請を行った者に係る研修料については、本学と当該外部機関との協定等の定めに基づき、研修料及びその他の条件が本学にとって最も有利なものをもって代えることができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、病院長は、特に必要と認めたときは、研修料を徴収しないことができる。
- 4 前項に規定する場合を除き、研修料を所定の期日までに納入しない者に対しては、病院長は、研修の許可を取り消すものとする。
- 5 既納の研修料は返還しない。

(研修)

第 4 条 研修生は、病院長の指示に基づき研修を行うものとする。

(諸規則の遵守)

第 5 条 研修生は、神戸大学の諸規則を守らなければならない。

(研修許可の取消し等)

第 6 条 研修生が、第 4 条若しくは第 5 条の規定に違反し、又は研修生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該研修生の研修を停止させ、又は第 2 条第 2 項の許可を取り消すことができる。

(損害賠償等)

第 7 条 研修生は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(準用)

第 8 条 四病院団体協議会(一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、一般社団法人日本病院会及び公益社団法人全日本病院協会で構成される病院団体の協議会をいう。)及び公益財団法人医療研修推進財団が認

定する診療情報管理士並びに公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士を研修させる場合は、別表に掲げる職種に準ずるものとして取り扱う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研修生に関して必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月19日)

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日(以下「施行日」という。)前において、研修生として許可を受け、施行日以後引き続き研修を行う者に係る研修料は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月30日)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和元年7月19日)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月16日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月27日)

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則(令和 年 月 日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

職種	薬剤師 保健師 助産師 看護師
----	--------------------------

診療放射線(エックス線)技師
臨床検査(衛生検査)技師
理学療法士
作業療法士
視能訓練士
栄養士
歯科技工士
歯科衛生士
あん摩マッサージ指圧師
はり師
きゅう師
柔道整復師
臨床工学技士
義肢装具士
救急救命士
言語聴覚士
社会福祉士
管理栄養士
公認心理師

別表第2(第3条関係)

別表第2
[別紙参照]